

# ガス保安行政について



特定ガス発生設備を有するガス小売事業者

2023年7月

九州産業保安監督部 保安課

# 内 容

1. **ガス事業法における保安と技術基準**
2. **ガス事故について**
3. **台風及び豪雨時の情報収集・報告について**
4. **立入検査について**
5. **ガス事業法の手続きは保安ネットで!!**
6. **ガス事業法関係の改正等について**

# **1. ガス事業法における保安と技術基準**

# 1. ガス事業法における保安と技術基準

## (1) ガス事業法の趣旨と責務

### ① ガス事業法の趣旨

制定：昭和29年 ※大改正 昭和45年（技省令、技告示制定）  
平成12年（技術基準の性能規定化）  
平成29年4月1日（ガス全面自由化）

目的：ガスの使用者の利益を保護し、及びガス事業の健全な発達を図るとともに、  
**ガス工作物の工事、維持及び運用**並びにガス用品の製造及び販売を規制  
することによって、公共の安全を確保し、あわせて公害の防止を図ること。

## ②ガス工作物に係るガス事業者の責務

ガス工作物の保安確保は、ガス事業者の自主的な保安体制による。

a) ガス工作物を技術上の基準に適合するように維持する義務

法第21条第1項、第61条第1項（法第84条第1項において準用する場合を含む。）及び第96条第1項

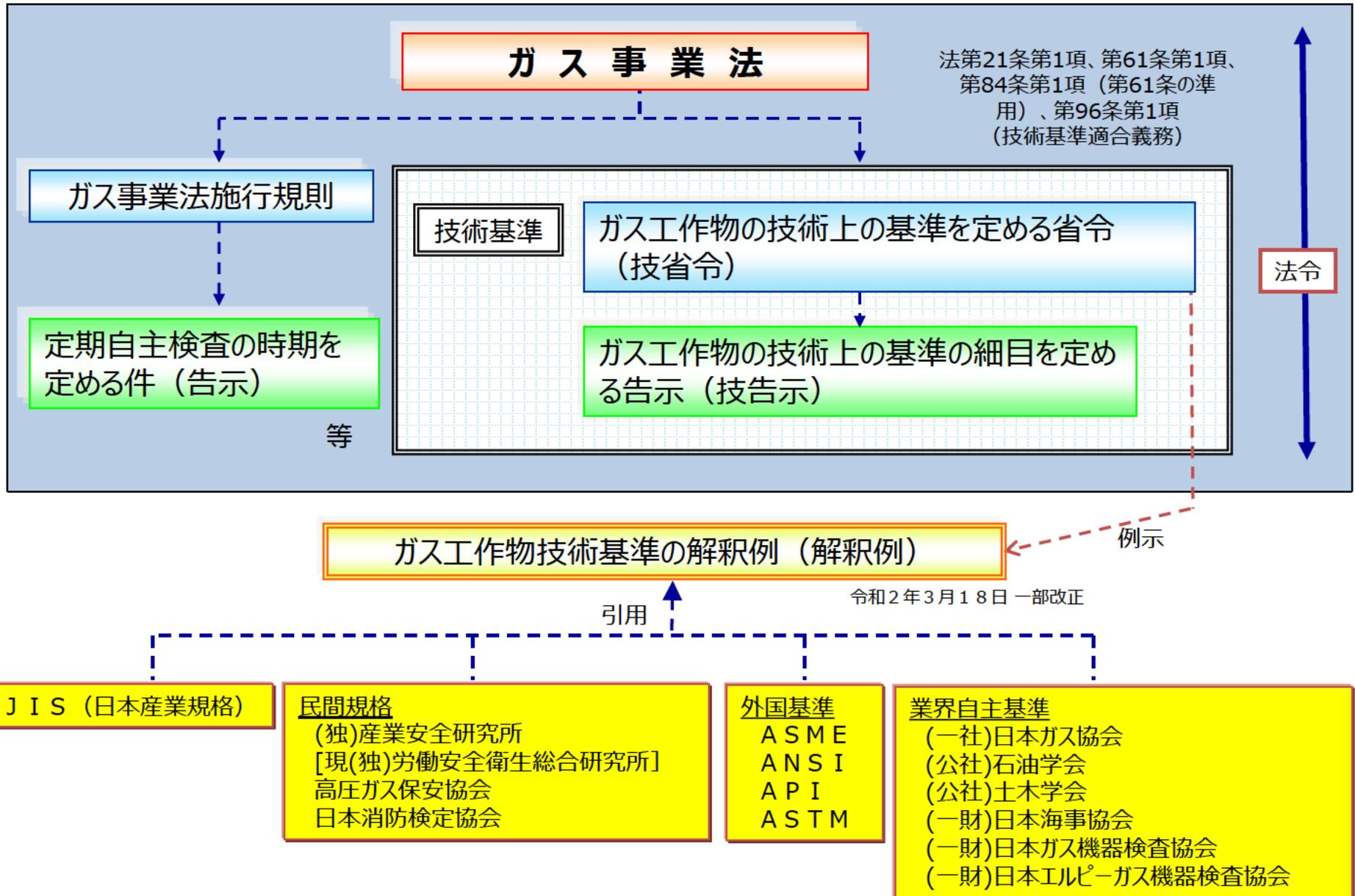
b) ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、保安規程を定め、届け出るとともに遵守する義務

法第24条第1項～第4項、第64条第1項～第4項（法第84条第1項において準用する場合を含む。）及び第97条第1項～第4項

c) ガス主任技術者を選任し、ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせる義務

法第25条第1項、第65条第1項（法第84条第1項において準用する場合を含む。）及び第98条第1項

## (2) ガス事業法の技術基準の体系



## 2. ガス事故について

# 1. ガス事故について

## (1) 2022年の集計結果について（旧一般ガス・旧簡易ガス）

### ① 事故報告件数について

- 1) 全国において404件発生し、前年の368件より**36件増加**した。
- 2) 九州管内においては25件発生し、前年の16件より**9件増加**した。

### ② 死傷事故報告件数について

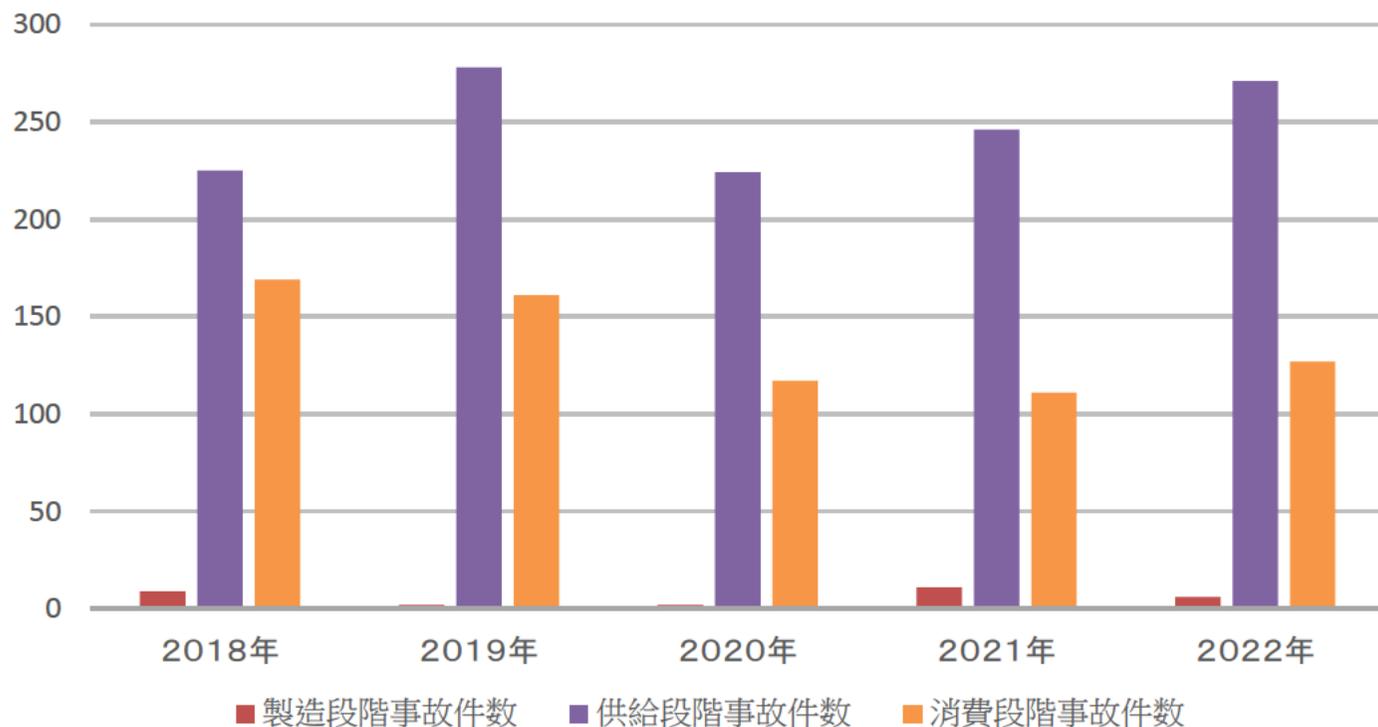
- 1) 全国において死亡者を伴う事故は1件（死亡者2名、負傷者1名）発生している（前年の死亡事故は0件）。
- 2) 全国において人身事故（死亡および負傷事故を指す。以下同じ。）（CO中毒を含む）は12件発生している。（前年の人身事故（CO中毒を含む）は20件）
- 3) 全国の死傷者数（死亡および負傷者数を指す。以下同じ）（CO中毒を含む）は31人で、前年より5人増加した。
- 4) 九州管内におけて人身事故は**1件発生し、前年より2件減少**した。負傷者数は**1人で、前年より4人減少**した。

# ガス事故報告件数及び死傷者数（全国）

（単位：件、人）

発生年	17～21	18～22	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
	年平均	年平均					
<b>製造段階事故件数</b>	<b>5.4</b>	<b>6.0</b>	<b>9</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>11</b>	<b>6</b>
死亡事故件数(死亡者数)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
負傷事故件数(負傷者数)	0.2(0.2)	0.2(0.2)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)
<b>供給段階事故件数</b>	<b>239.0</b>	<b>248.8</b>	<b>225</b>	<b>278</b>	<b>224</b>	<b>246</b>	<b>271</b>
死亡事故件数(死亡者数)	0.4(0.4)	0.4(0.4)	0(0)	2(2)	0(0)	0(0)	0(0)
負傷事故件数(負傷者数)	11.0(14.2)	9.6(13.2)	12(17)	13(17)	11(14)	9(11)	3(7)
<b>消費段階事故件数</b>	<b>147.8</b>	<b>137.0</b>	<b>169</b>	<b>161</b>	<b>117</b>	<b>111</b>	<b>127</b>
死亡事故件数(死亡者数)	0.2(0.2)	0.4(0.6)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	1(2)
負傷事故件数(負傷者数)	13.4(21.0)	12.2(22.2)	16(37)	18(22)	8(15)	11(15)	8(22)
<b>うち、不完全燃焼</b>	<b>4.2</b>	<b>4.0</b>	<b>7</b>	<b>6</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>3</b>
死亡事故件数(死亡者数)	0.2(0.2)	0.2(0.2)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)
負傷事故件数(負傷者数)	4.2(10.0)	3.8(12.0)	7(24)	6(9)	2(8)	1(3)	3(16)
<b>合計事故件数</b>	<b>392.2</b>	<b>391.8</b>	<b>403</b>	<b>441</b>	<b>343</b>	<b>368</b>	<b>404</b>
<b>前年比</b>	<b>-7.75%</b>	<b>-0.10%</b>	<b>-0.74%</b>	<b>9.43%</b>	<b>-22.22%</b>	<b>7.29%</b>	<b>9.78%</b>
死亡事故件数(死亡者数)	0.6(0.6)	0.8(1.0)	0(0)	2(2)	1(1)	0(0)	1(2)
負傷事故件数(負傷者数)	24.6(35.4)	22.0(35.6)	28(54)	31(39)	20(30)	20(26)	11(29)

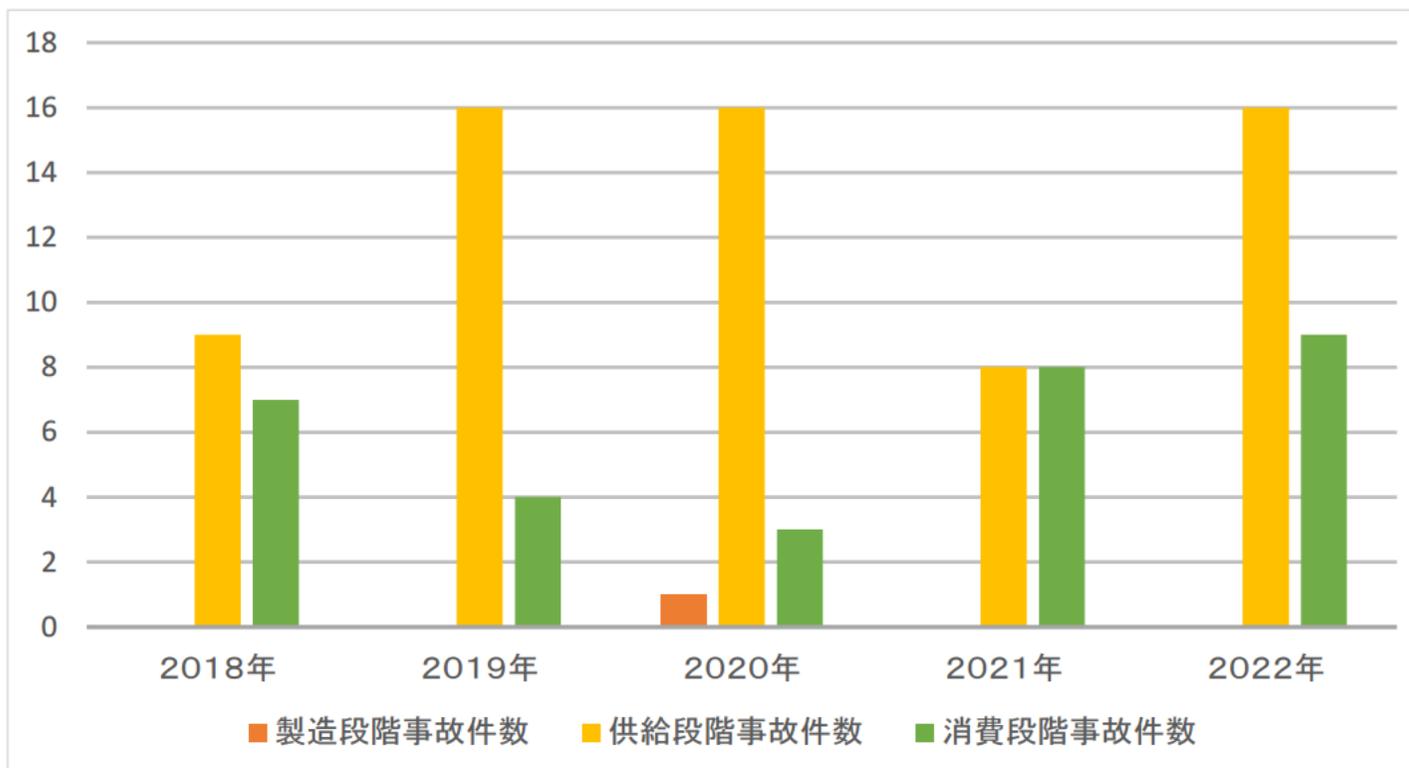
# 各段階別のガス事故発生状況（全国）



単位：件

発生年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
製造段階事故件数	9	2	2	11	6
供給段階事故件数	225	278	224	246	271
消費段階事故件数	169	161	117	111	127

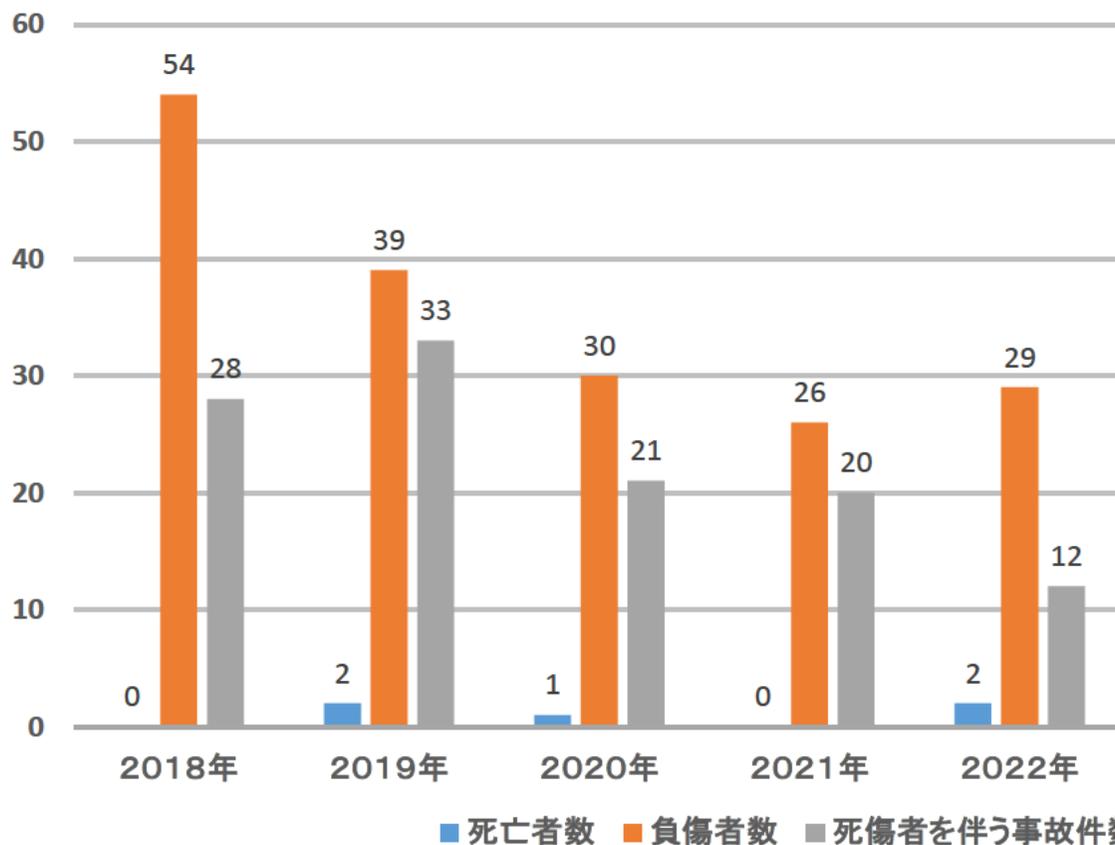
# 各段階別のガス事故発生状況（九州）



単位：件

発生年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
製造段階事故件数	0	0	1	0	0
供給段階事故件数	9	16	16	8	16
消費段階事故件数	7	4	3	8	9

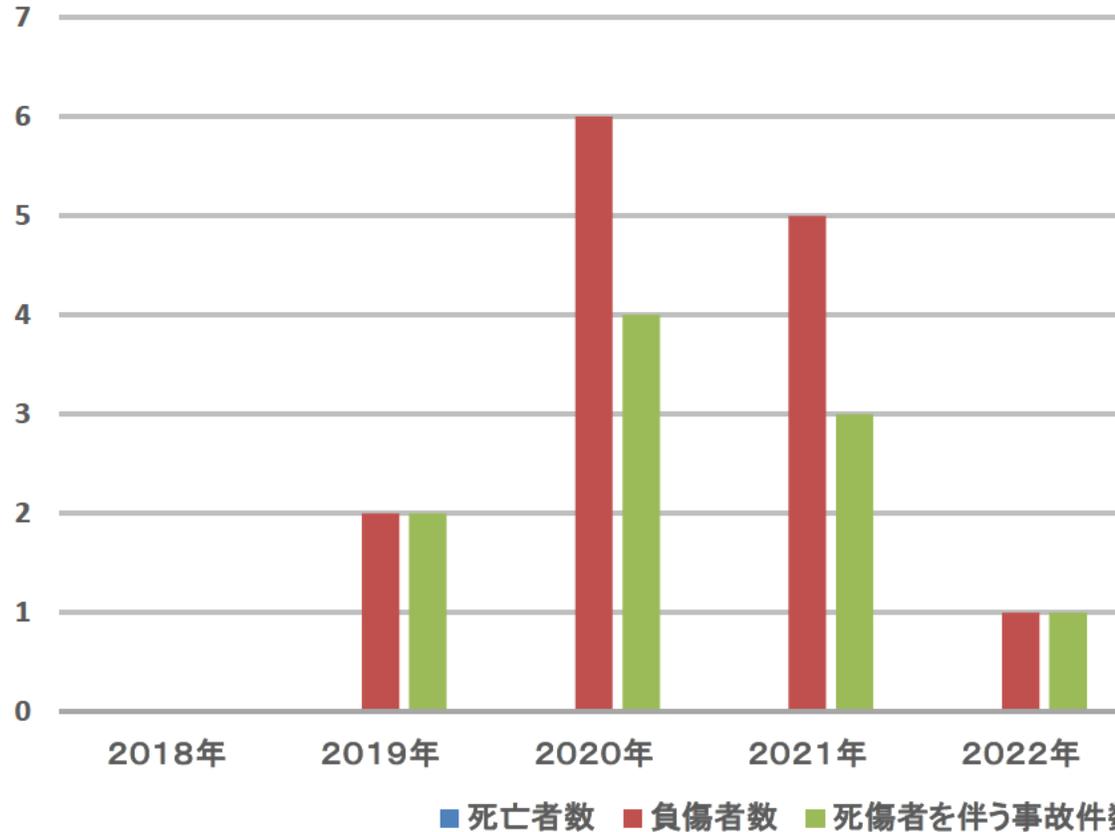
# ガス事故 死傷者数の推移（全国）



単位：件

発生年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
死亡者数	0	2	1	0	2
負傷者数	54	39	30	26	29
死傷者を伴う事故件数	28	33	21	20	12

# ガス事故 死傷者数の推移（九州）



単位：件

発生年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
死亡者数	0	0	0	0	0
負傷者数	0	2	6	5	1
死傷者を伴う事故件数	0	2	4	3	1

## (2) 各段階別事故状況について

### ① 製造段階

2022年の製造段階での事故は、全国で6件発生した。

九州管内では発生していない。死傷事故は発生していない。

#### 1) 製造設備（特定製造設備を除く）における事故 2件

##### 【内訳】

①福島県沖地震による製造支障（配管の沈下等） 1件

②落雷による製造支障（制御監視装置の損傷） 1件

#### 2) 特定製造設備における事故 4件

##### 【内訳】

①ガス切れによるもの 3件

②ガス工作物の不備によるもの 1件

（ストレージタンクの受入用ホースの液封・膨張による漏えい）

## (2) 各段階別事故状況について

### ② 供給段階

全国の供給段階における事故は、271件発生し、前年と比べると25件増加、2022年の事故件数全体の約67%を占めている。

原因別にみると、他工事による事故が106件と最多であり、供給段階事故の約39%を占めている。また、経年劣化による事故を含むガス工作物の不備による事故が79件、導管工事等の自社工事による事故が13件であった。

死亡事故は発生せず、負傷事故は3件（7名）発生しているが、導管工事等の自社工事による事故であった。

九州管内で供給段階における事故は、16件と前年より8件増加した。2022年の事故件数全体の64%を占めている。原因別でみると、サンドブラスト・差し水による事故7件、他工事による事故3、劣化・その他事故6件であった。

## (2) 各段階別事故状況について

### ③ 消費段階

全国の消費段階における事故は127件発生し、前年と比べると16件増加、2022年の事故件数全体の約31%を占めている。

現象別にみると、漏えい・着火に係るものが124件（約98%）、不完全燃焼（CO中毒）に係るものが3件（約2%）となっており、漏えい・着火事故に係るものがそのほとんどを占めている。

人身事故（CO中毒を含む）は9件発生し、うち死亡者を伴う事故が1件（死者2名、負傷者1名）発生している。CO中毒事故は3件（16人）発生している。

九州管内で消費段階における事故は、9件と前年から1件増加した。人身事故は1件（負傷者1名）、CO中毒事故は、前年1件（負傷者3人）発生したが、2022年は、発生していない。

# (3) 他管内の事故事例

## 事故事例1 【供給支障（令和4年9月11日）】（供給段階）

ガス安全小委員会資料  
(令和4年10月4日)

### 1. 供給支障概要

- |          |  |
|----------|--|
| ① 発生日時   | 2021年8月21日(土) 16時22分                       |
| ② 復旧完了日時 | 2021年8月27日(金) 15時02分 (供給支障時間142時間40分、約6日間) |
| ③ 供給停止地域 | 東京都新宿区の一部および文京区の一部 (下図参照)                  |
| ④ 供給停止件数 | 6,979戸                                     |

供給支障範囲



凡例

- 供給支障範囲
- 地下水・土砂・水道水流入箇所

ガス管内に流入した水・土砂の状況



ガス管から溢れ出る水

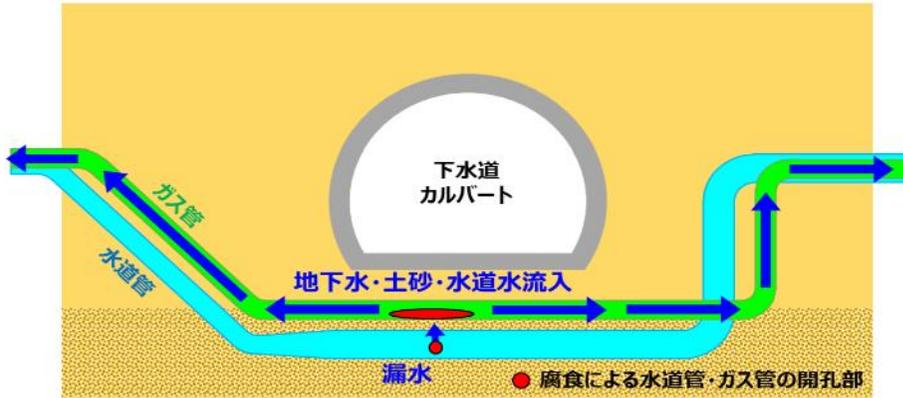


ガス管内に流入した土砂

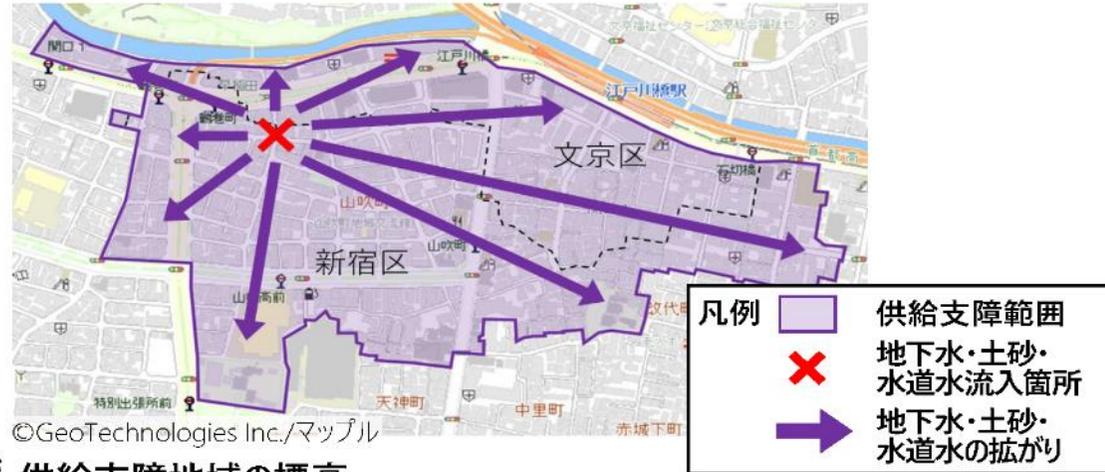
## 2. 漏水と供給支障の関係

- 水道管・ガス管の双方に孔が開き、水道管から流出した水が地下水および土砂を巻き込みながらガス管内に流入し、ガスの流れを遮断したことにより供給支障が発生した。
- 水道の水圧により、ガス管内に流入した地下水、土砂、水道水が拡がり、供給支障件数が増えていった。

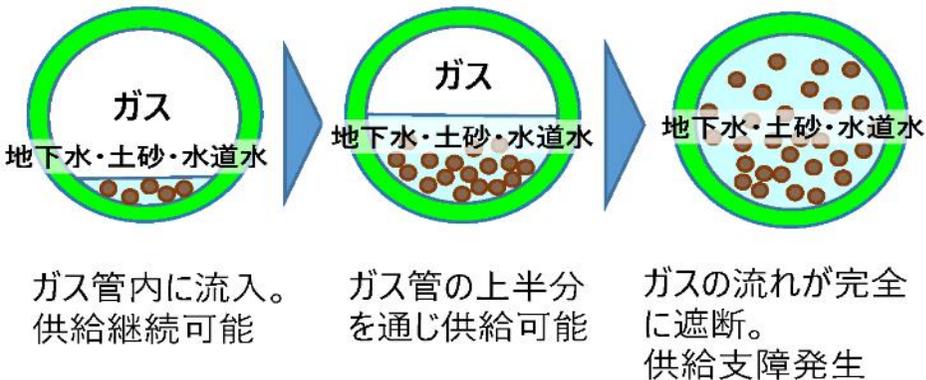
供給支障の拡がりイメージ（断面）



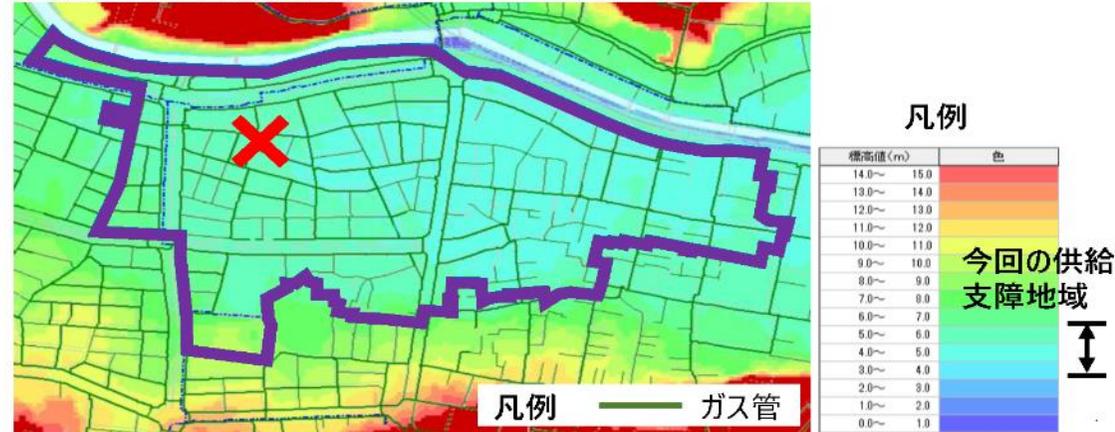
供給支障の拡がりイメージ（平面）



地下水・土砂・水道水によるガスの流れの遮断イメージ



供給支障地域の標高



## 3. (略)

# 4. ガス管損傷原因の仮説・整理

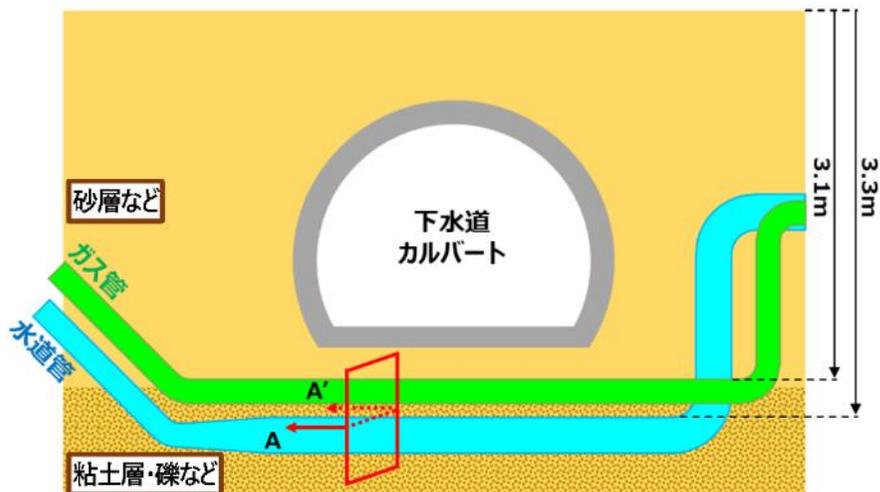
- ガス管が損傷（開孔）に至る可能性のある事象（腐食、外力）とその原因を下表のように整理。
- 今回の調査において、以下の通り、下表B・C・Dに該当する原因は確認されなかった。
  - ✓ (B)周辺に電鉄や高圧鉄塔はなかった
  - ✓ (C)(D)損傷部断面観察の結果より、外力が加わった形跡は確認できなかった
- 「腐食の可能性を示す結果が確認されたこと」「ガス管下に礫があったこと」「管周囲の土質が不均一であること」より、今回の原因は、**礫の接触やガス管周囲の不均一な土質による腐食**（下表A）の蓋然性が高いと考えられる。

開孔に至る原因・事象		概念図
大項目	中項目	
腐食	A 礫の接触や 管周囲の不均一な土質 による腐食	
	B 電鉄, 高圧鉄塔等の電流による腐食	
外力	C 水道水の漏水による サンドブラスト, 水流 + 小石の衝突等	
	D 重機による損傷	

# 5. 調査・分析結果 (①埋設状況・環境調査)

- ガス管と水道管は、新宿区山吹町の道路下における下水道カルバートの設置に先立ち、1976年に設置。
- ガス管、水道管ともにダクタイル鋳鉄管である。
- ガス管と水道管の間隔は16cmと近接していた。
- 下水カルバートの下に位置するガス管および水道管に損傷部（貫通孔）が観察された。

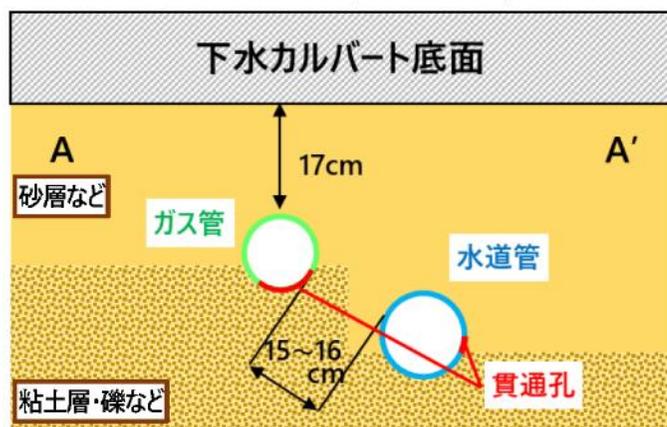
設置状況の位置関係



ガス管と水道管の情報

	ガス管	水道管
種別	ダクタイル鋳鉄管 (ポリエチレンチューブ無)	ダクタイル鋳鉄管 (ポリエチレンチューブ無)
埋設深さ	3.1m	3.3m
口径	10cm	15cm
管厚(公称)	8.5mm	11.5mm (モルタルライニング4mm含む)
圧力	2.3kPa	570kPa

断面模式図(A-A'断面)



ガス管と水道管の埋設状況



掘り上げたガス管の状態



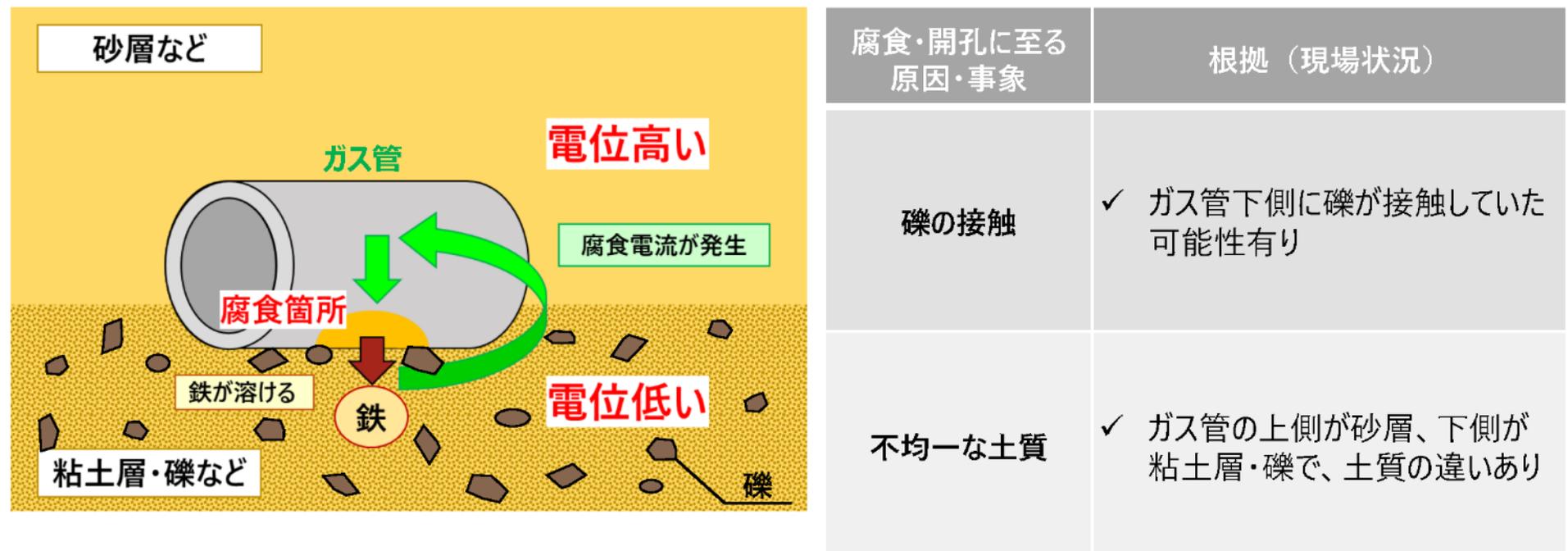
ガス管下から採取された礫



# 5. 調査・分析結果 (②管体調査・③管付着物分析・④損傷部断面観察) ガス安全小委員会資料 (令和4年10月4日)

- 下水カルバートの下に位置する管の下側に貫通孔を確認
- 損傷部断面観察においては、サンドブラスト、石の衝突などの外力が加えられた形跡は確認されず
- 管の付着物を分析した結果、腐食の発生を示す鉄さび（鉄の化合物）と腐食を促進する土壤微生物を確認
  - ✓ 腐食により孔が開いたと考えられる（孔の開いた時期は、不明）。それは、礫の接触があったことや、管の周囲が粘土・礫と砂による不均一な土質環境であったために、管と周囲の土壌との間で電位差が発生し、（腐食電流が生じたことにより）鉄が溶け出したためと考えられる。

管周囲の状況と腐食（鉄が溶ける）のイメージ



# 6. 原因を踏まえた今後のガス管損傷防止対策

ガス安全小委員会資料  
(令和4年10月4日)

## 原因

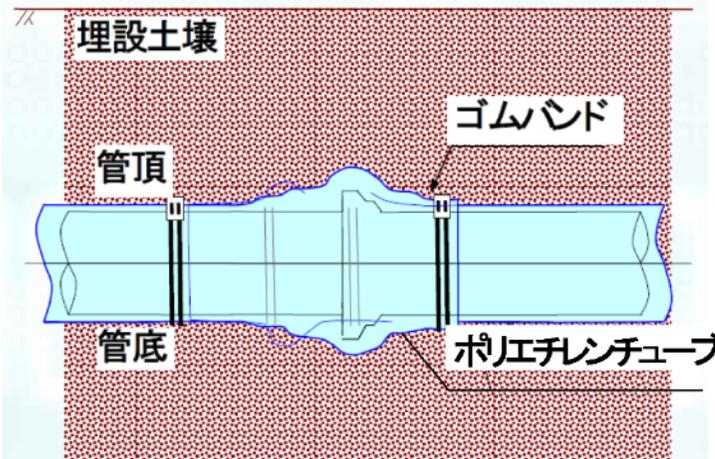
本現場の設置環境は、以下の要因が重なり合う極めて稀な環境であり、通常に比べて腐食が促進されたものと推定される。

- ① 管下側に礫が接触している状態
- ② 管周囲の土質が不均一な状態
- ③ 土壌に腐食が促進されやすい土壌微生物が存在した

## 対策

- ✓ 礫の接触や管周囲の不均一な土質を防ぐため、管周囲を均一な土等で埋め戻す。
- ✓ 腐食可能性のない管材料として、ポリエチレンチューブを装着した鋳鉄管、またはポリエチレン管を使用する。

### (参考) ポリエチレンチューブ



- ・ポリエチレンチューブは腐食防止対策として使用されている。
- ・当社では、1989年よりポリエチレンチューブを採用している。

#### ポリエチレンチューブの防食効果

1. 埋設土壌と管との接触を防止
2. 浸入水の移動を防止
3. 迷走電流の遮蔽による局所腐食の防止
4. 均一な管の周辺環境の確保

出典：日本ダクタイル鉄管協会

## (3) 他管内の事故事例

### 事故事例2【他工事による供給支障事故（令和4年1月8日）】（製造段階）

#### 1. 事故概要

需要家から「ガスが使えない」との通報を受け、特定製造所を確認したところ全容器のガス切れにより供給圧力が低下していることが判明した。

#### 2. 被害状況

供給支障：143戸（約2時間）

#### 3. 原因

当該特定製造所への容器の配送は自主配送であり、配送担当者が在庫管理・配送計画の策定、配送を行っていた。

事故直近の配送時、当該配送担当者の残量確認に関する知識が不足していたことから、残量確認時、予備側の残量を60%程度と判断していたが、実際はそれ以下であったと推測される。また、誤った認識のもと他の再送業務の都合で当該特定製造所への配送時期を先送りにしてしまったことで今回の事態に至った。

#### 4. 再発防止対策

配送管理体制の改善、配送予定日の職員間での共有、配送予定のシステム管理、ダブルチェック体制の構築、配送に関する社内教育の実施など

## (4) 九州管内の事故事例

### 事故事例3【他工事による供給支障事故（令和4年1月11日）】（供給段階）

#### 1. 事故概要

駐輪場解体工事に際して電源ケーブル支持ポールの基本掘削中、誤って重機でガス管を損傷させガスが漏れい。本支管であったため特定ガス製造所のバルブを閉止したことで供給支障となる。

#### 2. 被害状況

供給支障：70戸（約2時間）

#### 3. 原因

他工事業者からガス事業者への事前協議が無く、ガス管の位置を把握しないまま掘削作業が行われたため。

#### 4. 再発防止対策

事前連絡の徹底依頼。



## (4) 九州管内の事件事例

### 事件事例 4【他工事により交通困難を招来した事故（令和4年9月13日）】（供給段階）

#### 1. 事故概要

家屋解体工事業者がガス会社に連絡をせず重機で掘削を行ったことにより、灯外内管を破損し ガスが漏えい。ガス事業者が現場に到着した際には、通報により駆け付けていた消防及び警察によって付近の道路約50mで交通規制が行われていた。

#### 2. 被害状況

交通困難の招来。

#### 3. 原因

家屋解体工事業者からガス事業者への事前協議が無く、ガス管の位置を把握しないまま掘削作業が行われたため。

#### 4. 再発防止対策

定期的な団地内巡回の徹底。閉開栓手続き時の連絡等徹底。



事故現場

## (4) 九州管内の事故事例

### 事故事例5【工具破損による供給支障事故（令和4年12月2日）】（供給段階）

#### 1. 事故概要

住宅新築工事に際してガスを使用しないことから灯外内管の撤去の依頼があり、ガス事業者社員がスクイズオフ工法にてガス管の切断を行う際、ガス管を止めていた工具が破損しガスが漏えいした。当該箇所は最上流であり中間バルブも無いため、特定ガス製造所のバルブを閉止したことで供給支障に至った。

#### 2. 被害状況

供給支障：40戸（約1時間）

#### 3. 原因

- スクイズオフ工法に使用する工具の破損。
- 工具の管理不良。

#### 4. 再発防止対策

工具の定期的な検査の徹底。計画的な更新の徹底。



破損した工具

## (4) 九州管内の事故事例

### 事故事例6【漏えい・爆発（令和4年2月4日）】（供給段階）

#### 1. 事故概要

飲食店において、出勤した従業員がガス臭を感じながらも、鋳物ガスコンロに点火したところ、小爆発が発生し、窓ガラス・窓枠・カウンター下部が破損した。

#### 2. 被害状況

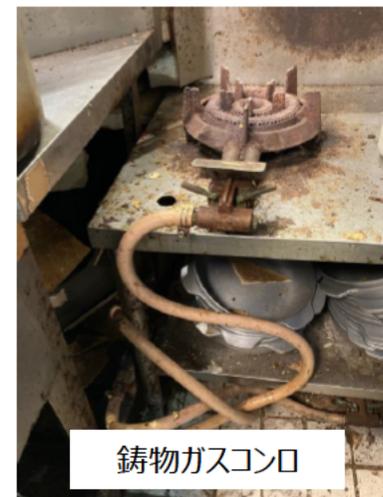
窓ガラス、窓枠、カウンター下の化粧板の破損

#### 3. 原因

破損したカウンター下に設置されていた灯内内管（白ガス管 15 mm）が腐食、漏えいしたガスが滞留したところに、鋳物ガスコンロの点火操作が着火源となり、爆発したと推測される。

#### 4. 再発防止対策

ガス漏れ警報器を設置



## (4) 九州管内の事故事例

### 事故事例7【漏えい・火災（令和4年10月8日）】（供給段階）

#### 1. 事故概要

解体業者が建物解体中、グラインダーにて露出している灯外内管（鋼管32mm）を損傷し、漏出したガスに着火したことにより火災（建物へ延焼）。

#### 2. 被害状況

建物の一部を焼損



#### 3. 原因

当該解体業者の事前照会及び当日の立会要請もなく、需要家（メーター除去）の建物解体工事を実施したことによる。解体業者は発注者からの「ガス管は廃止している」という情報を受け、ガス管が通ガス状態でないと思い込み作業実施していた。

#### 4. 再発防止対策

業界諸団体及び解体業者等に対して、チラシの配布等により、ガス管損傷防止の注意喚起を実施

## (4) 九州管内の事故事例

### 事故事例8【交通の困難（令和4年12月10日）】（供給段階）

#### 1. 事故概要

一般集合住宅において非常ベルが鳴り、警察及び消防が出動したところ、ガス臭がしたので、消防による住民の避難、警察により付近道路の交通規制が実施された。その後、ガス事業者が引込管のガス遮断装置を閉め、保安閉栓を実施した（閉栓戸数34戸）。その後、灯外内管の可とう管継手（32mm）からのガス漏えいを確認した。

#### 2. 被害状況

供給支障戸数：34戸（保安閉栓）

#### 3. 原因

灯外内管（可とう管継手）の劣化



#### 4. 再発防止対策

可とう管継ぎ手のオールステンレスへの取替及び防食措置の実施。

## (4) 九州管内の事故事例

### 事故事例9【供給支障（令和4年9月11日）】（供給段階）

#### 1. 事故概要

需要家より「ガスが出ない」との通報が入り、調査した結果、当該地区のガス管内に水が流入し滞水していることを確認した。

#### 2. 被害状況

供給支障戸数：133戸



#### 3. 原因

道路部の給水管（ポリエチレン管：20mm）からの漏水によるサンドブラスト現象で本支管（ダクタイル鋳鉄管：200mm）の一部を損傷し、損傷箇所より水道水が流入した。

#### 4. 再発防止対策

可とう管継ぎ手のオールステンレスへの取替お及び防食措置の実施。

## (4) 九州管内の事故事例

### 事故事例 10【漏えい・着火（令和2年2月15日）】（供給段階）

#### 1. 事故概要

一般集合住宅において自社（下請）でガス管取替工事中、誤ってガスが通っている廃止予定の灯外内管（白ガス管32mm）の立ち上がり部を電動工具で切断し、漏えいしたガスに着火し建物外壁及び灯内内管の被覆等が焼損した。

#### 2. 被害状況

建物の一部・ガスメーター等焼損



#### 3. 原因

作業者は、当日の工事予定に入っていなかったにも拘わらず、取替工事の支障になったため、ガスが通っていないと勘違いし、灯外内管切断した。

#### 4. 再発防止対策

関係者への保安教育の実施、KY活動の強化など

# (参考) 近年の他工事事故に対する本省の動きについて

## 1. 自社工事における事故

● 令和2年5月20日呉市にて発生した導管工事中の事故、平成30年11月5日神戸市にて発生した導管工事中の事故等、近年、ガス導管に係る自社工事中において人損に至る事故の発生が散見されており、いずれも着火に対する安全意識が低く、ガスが漏出する可能性のある箇所付近で周囲を確認せずに着火リスクのある電動工具等による作業を使用していたことから発生している。

- 2020年5月20日 広島県呉市 支管切替工事中の漏えい着火事故（B級事故）

【場所】 広島県呉市

【被害状況】 重傷者2名

【事故概要】

ガス管入替工事中に、作業孔内に漏えいしたガスに着火し、作業員2名が負傷。

原因は、工事において、サービスチーズ（ねじによる接続継手）をガス止めストッパーにより遮断していたが、遮断が不十分であり、隙間から漏出したガスに、近傍で行っていたコンクリート塊のはつり作業の火花が着火源となり着火に至ったもの。

- 2018年11月5日 兵庫県神戸市 本管入替工事中の漏えい着火事故（B級事故）

【場所】 兵庫県神戸市

【被害状況】 重傷者2名、軽傷1名

【事故概要】

ガス管入替工事中に、作業孔内に漏えいしたガスに着火し、作業員3名が負傷。

原因は、作業者がそれぞれの作業を認識せずに、プラグ緩めと電動ノコギリによる残置管切断作業を同時に行ったため、漏出したガスに電動ノコギリの火花が着火源となり着火に至ったもの。

## 2. ガス業界に対して注意喚起・要請を実施

- いずれも 着火に対する安全意識が低く、ガスが漏出する可能性のある箇所の近傍で周囲を確認せずに着火リスクのある電動工具等による作業を行っていたことから発生したもの

本来、ガスに関する知識を有しているはずの作業者が行うガス事業者よる自社工事において、このような事故が発生するとはもっとも忌むべきものであり、厳に類似事故の再発防止を図る観点から、ガス業界に対して注意喚起・要請を実施（2020年6月26日）。



- 安全第一主義をより一層徹底し、リスクのある作業において、当該リスクが十分に考慮されたものとされているかについての再点検、安全管理体制の適切性の再確認、従業者に対する安全教育の徹底など所要の対応の強化に努めるよう周知するとともに下記事項を徹底すること。

1. 工事作業要領・基準等の内容、実施されている安全確認手法の内容がガスの着火リスクを十分に考慮された適切なものとされていること。
2. 作業の外注に関して、安全確保、作業品質を確保するために必要な法令、保安規程、工事作業要領・基準等が要求事項として整備され、その遵守が担保されていること。
3. ガス工作物に係る工事等において、必要なタイミングでガスが漏出していないことを確認するものとされていること。
4. 電動工具等の使用時、又はガスが漏出する虞のある作業時には、作業前に周囲の安全確認、声掛け等を実施し、同時作業を防止するものとされていること。
5. パージが必要な作業においては、パージを確実に実施するものとされていること。
6. 上記1～5の事項に関する教育を強化徹底すること。

## (4) 九州管内の事故事例

### 事故事例 1 1【漏えい・火災（令和4年4月18日）】（消費段階）

#### 1. 事故概要

需要家が2口ガス栓の不使用側を誤って開放し、未燃ガスが漏えいし、使用中のガスコンロの燃烧炎に引火し、台所が焼損した。なお、ガス栓には過流出安全機構が備わっていなかった。（以前は、もう一方のガス栓にガス炊飯器を接続していたが、事故3日前に需要家が電気炊飯器を購入し、電気店がガス炊飯器の取り外しを行っていた）

#### 2. 被害状況

台所焼損

#### 3. 原因

不使用ガス栓の誤開放

#### 4. 再発防止対策

- 不使用ガス栓へのゴムキャップの取り付け
- 再発防止に関する周知
- 過流出安全機構付きガス栓への取替のお願い



誤開放したガス栓（過流出安全機構：無）

## (4) 九州管内の事故事例

### 事故事例 1 2 漏えい・着火（令和4年5月12日）】（消費段階）

#### 1. 事故概要

高層建物において、瞬間湯沸し器の不具合を確認するために需要家がパイプシャフト前にいたところ、突然パイプシャフトの扉が開き、需要家に扉が接触し右肩を負傷した。

#### 2. 被害状況

罹災者 1 名（軽度の打撲）

瞬間湯沸し器のフロントカバーの変形



#### 3. 原因

外壁塗装業者が高層建物の外壁塗装工事の際、RF式瞬間湯沸し器の排気トップを養生シートで覆ってしまった状態で、需要家が瞬間湯沸し器を使用したことから、正常な燃焼とならず未燃ガスが内部滞留し、着火操作を繰り返したことによって異常燃焼に至った。

#### 4. 再発防止対策

塗装業者及び業界への注意喚起、保安教育

## 経済産業省

20230309保局第5号  
令和5年3月10日

国土交通省不動産・建設経済局 建設市場整備課長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について（協力依頼）

標記の件について、経済産業省へ報告されたガス事故のうち、住宅塗装工事等においてガス機器の給気・排気部が閉塞され、不完全燃焼や異常燃焼に伴う一酸化炭素中毒及びガス機器の破損などの事故が発生しています。

最近の事故事例では、塗装事業者が瞬間湯沸器の排気トップ部を養生シートで覆ったことで、未燃ガスが機器内部に滞留し、点火スパークにより未燃ガスへ引火したことでパイプシャフト扉が開き、近くにいた需要家1名が負傷する事故（2022年5月）がありました。

ガス機器の給気・排気部が閉塞された状態で使用した場合、爆発や異常燃焼によりガス機器が破損するほか、酸欠や不完全燃焼による一酸化炭素中毒の発生のおそれがあります。

このことから、塗装工事業者等に対し、下記の要請を行っていただきますようお願いいたします。

### 記

- 養生を行う場合には、ガス機器の給気部及び排気部を塞がないこと。
- やむを得ずガス機器の給気・排気部をビニールシート等で塞ぐ場合には、当該ビニールシート等を取り除くまではガス機器を使用しないよう、確実に住人へ周知徹底すること。
- 工事終了後は、速やかに養生のためのビニールシート等を外すこと。

←5月23日付けで本省ガス安全室より国土交通省に対し注意喚起するよう依頼を実施した。

併せて、一般社団法人日本ガス協会、一般社団法人全国LPガス協会等にも、ガス事業者等を通じて消費者等にも依頼。

## ↓ 塗装等工事関係者向け注意喚起チラシ



## (4) 九州管内の事故事例

### 事故事例 13【漏えい・着火（令和4年7月1日）】（消費段階）

#### 1. 事故概要

突然ガスコンロ付近より出火し、コンロ本体及び台所の壁面が焼損した。コンロ本体及びガス栓を含む灯内内管には異常はなく、ソフトコードの器具側接続部(ホースエンド部)から微量のガス漏えいが確認された。

#### 2. 被害状況

コンロ及び台所壁面の焼損



#### 3. 原因

ソフトコードが硬化していたことから、当該箇所からガスが漏えいし、何らかの着火源（ガスコンロを使用していなかったとのこと）により引火したと推察。なお、ガス漏れ警報器は設置されていなかった。

#### 4. 再発防止対策

需要家へのガス安全使用の周知、ガス接続具の日常点検・取替に関する周知など

## (4) 九州管内の事故事例

### 事故事例 1 4【漏えい・着火（令和4年8月2日）】(消費段階)

#### 1. 事故概要

業務用厨房において、点火するため鋳物コンロを移動させた後、当該鋳物にコンロ点火したところ、点火した時の炎が着火原となり、強化ガスホースが焼損した。なお、ガス漏れ警報器は設置されていなかった。

#### 2. 被害状況

強化ガスホースの焼損



#### 3. 原因

強化ガスホース接続部の劣化（鋳物コンロを移動させた際、接続されていた強化ガスホースの機器側接続部に過度な応力がかかり微量なガスが漏えい、このガスに点火棒の炎が着火したものと推察される）

#### 4. 再発防止対策

需要家へのガス安全使用の周知

## (4) 九州管内の事故事例

### 事故事例 15【漏えい・着火（令和4年9月18日）】（消費段階）

#### 1. 事故概要

業務用の厨房において、ガスコンロに点火したところ、コンロの接続部から漏れ出たとみられるガスに引火し、近くにあった浄水器用ホース及びコンロ用強化ガスホースが焼損した。なお、ガス漏れ警報器は設置されていなかった。

#### 2. 被害状況

強化ガスホースの焼損

#### 3. 原因

コンロ用強化ガスホースとガスコンロとの接続部が緩んだ状態で使用したため、接続部よりガスが漏れ出たと推測される。

#### 4. 再発防止対策

需要家へのガス安全使用の周知、コンロ接続用強化ガスホースの更新など



浄水器用ホース及び  
コンロ用強化ガスホース

コンロ用強化ホースの抜け

## (4) 九州管内の事故事例

### 事故事例 16【漏えい・着火（令和4年12月25日）】（消費段階）

#### 1. 事故概要

一般集合住宅において、需要家がBF式風呂釜を使用中、火が出たため、ガス栓を閉止し消火した。出火により、当該風呂釜の内部配線が焼損し、外面が焦げた。

#### 2. 被害状況

強化ガスホースの焼損



#### 3. 原因

当該風呂釜は設置後20年以上経過しており、日々の点火作業等の振動により、機器接続部のビスが緩み、当該箇所からガスが漏えいしたと推測される。

#### 4. 再発防止対策

需要家へのガス安全使用の周知、コンロ接続用強化ガスホースの更新など

# (参考 1) 九州管内で発生したガス事故一覧 (ガス事業法関係)

※旧簡易ガスの事故は黄色で網掛け

【令和 4 年】

番号	発生日	発地域	ガス事業区分	災害・事故の概要
1	1/11	福岡県	小売 (特定)	団地の駐車場において、照明の電源ケーブルの支持物 (ポール) を重機にて撤去中、誤ってポンベハウスから団地全体への供給管 (P E 管) を損傷した。これにより当該団地全戸 (集合住宅 3 棟 : 7 0 戸) の供給支障が発生した。 同日、損傷箇所を取替え復旧した。 【原因 : 他工事】
2	1/27	鹿児島県	一般導管	ガス臭に気付いた外壁塗装業者の通報を受けた消防から当該ガス事業者へ連絡があった。現場調査の結果、ビル北側裏手の灯外内管地上立ち上り継手部分 (ネジ山腐食箇所) からの漏えいを確認。テープ巻きによる仮修理を行い、同日 1 3 時 4 0 分に避難解除となった。 今回事故の原因箇所となった灯外内管の直近の定期検査は、令和 2 年 9 月 7 日に実施しており、漏えい等問題は認められなかった。 【原因 : 灯外内管の経年による腐食】
3	2/4	福岡県	一般導管	飲食店需要家が開店の準備中、店舗内のガス機器 (鋳物コンロ) に点火したところ爆発したとの通報が入り、ガス事業者が調査した結果、店舗内の灯内内管 (露出部) からのガス漏洩を確認した。 【原因 : 灯内内管の経年による腐食】
4	3/13	宮崎県	一般導管	需要家から「ガスが出ない」との通報により、調査した結果、当該地区のガス管に水が流入していることを確認。周辺需要家 5 5 戸が供給支障となった。 上水道の漏水に伴うサンドブラスト現象により当該ガス管の一部を損傷し、当該箇所から水道水が流入したものとみられる。 同日、損傷箇所を取替え復旧した。 【原因 : サンドブラスト】
5	4/4	長崎県	一般導管	製造工場において計装空気用のコンプレッサーが破損したことにより製造が停止したが、宿直室の警報が発報せず、朝にガス管圧力低下のアラームが警鳴するまで気づいていなかった。コンプレッサーの仮復旧により製造を復旧したが、諫早市内の供給地区約 20,000 戸が供給停止となった。また、一部の地区ガバナの圧力調整に手間取ったことで、完全復旧は翌日の午後 1 2 時となった。 【原因 : 製造設備のコンプレッサー破損が主原因】

# (参考1) 九州管内で発生したガス事故一覧（ガス事業法関係）

※旧簡易ガスの事故は黄色で網掛け

【令和4年】

番号	発生日	発地域	ガス事業区分	災害・事故の概要
6	4/14	鹿児島県	一般導管	消防よりガス管に車両が衝突しガスが噴出していると入電。警察による交通規制130m（6：55～7：30）。損傷箇所のネジ山部を取り外しプラグ止めにて修理完了。 【原因：車両の接触】
7	4/18	宮崎県	小売	消防より火災発生の通報を受け出動したところ、台所が焼損していた。需要家によるとガス炊飯器を電気炊飯器に取り替え、ガス炊飯器は電気店が取り外しを行った（ゴムキャップ取付は不明）。日頃、習慣的にガス栓を操作していたことから、誤って2口ガス栓を開放状態にしたため、未燃焼ガスが漏洩し、使用中のガスコンロ燃焼炎に漏出した未燃焼ガスが着火したものと推定される。 【原因：ガス栓の誤開放】
8	5/12	福岡県	小売	業者がマンションの外壁塗装工事の際、RF式瞬間湯沸器の排気トップを養生シートで覆い、需要家がその状態で使用したため、正常な燃焼とならず未燃ガスが内部滞留し、着火操作を繰り返したことによって異常着火に至った。当該瞬間湯沸器のフロントカバーが変形し、その際パイプシャフトの扉が開き、パイプシャフト前にいた住民が負傷した。 【原因：RF式瞬間湯沸器の異常着火】
9	6/21	福岡県	一般導管	需要家より「ガスが出ない」との通報が入り、調査した結果、当該地区のガス管内に水が流入し滞水していることを確認した。供給支障戸数は周辺需要家170戸。給水管（鋼管：口径75mm）からの漏水により灯外内管（塩化ビニル被覆鋼管：口径100mm）の一部を損傷し、損傷箇所より水道水が流入したことによる。 【原因：サンドブラスト】
10	7/1	福岡県	一般導管	コンロ付近より出火し、コンロ本体及び台所の壁面が焼損した。コンロ本体及びガス栓を含む灯内内管には漏えいはなく、ソフトコードの器具側接続部から微量のガス漏えいが確認された。ソフトコードが硬化していたことから、当該箇所からガスが漏えいし、何らかの着火源（コンロを使用していなかった）により引火した。 【原因：ソフトコードの劣化】

# (参考 1) 九州管内で発生したガス事故一覧 (ガス事業法関係)

※旧簡易ガスの事故は黄色で網掛け

【令和 4 年】

番号	発生日	発生地域	ガス事業区分	災害・事故の概要
11	7/5	福岡県	小売	<p>需要家が 2 口ガス栓の機器未接続側を誤開放し、旧型ガス栓キャップ(気密性無し)が劣化していたため、ヒューズ機能が働かない程度の微量ガスが流出、コンロの点火スパークにより引火し、ガス栓・ソフトコード及びフレキ配管被覆が焼損した。</p> <p>【原因：ガス栓の誤開放】</p>
12	7/5	熊本県	一般導管	<p>需要家より「ガスが出ない」との通報が入り、調査した結果、当該地区のガス管内に水が流入し滞水していることを確認した。供給支障戸数は周辺需要家31戸。給水管（ポリエチレン管：口径 13 mm）からの漏水によるサンドブラスト現象で本支管（ポリエチレン管：口径 50 mm）の一部を損傷し、損傷箇所より水道水が流入したことによる。</p> <p>【原因：サンドブラスト】</p>
13	7/22	福岡県	一般導管	<p>ガス栓を繰り返し開閉したことにより、ガス栓つまみを固定しているナットが緩み・脱落、ガス栓つまみ部からガスが漏れ、コンロに火をつけた際、着火しソフトコードが焼損した。需要家がメーターガス栓を閉止し、自然に鎮火した（圧力低下によりマイコンメーター遮断）。</p> <p>【原因：ガス栓の損壊】</p>
14	8/2	福岡県	小売	<p>点火するため鋳物コンロを移動させた際、接続されていた強化ガスホースの機器側接続部に過度な応力がかかり微量なガス漏えいが発生し、点火棒で点火した時の炎が着火原となり、強化ガスホースが焼損した。</p> <p>【原因：強化ガスホースの劣化】</p>
15	8/18	福岡県	一般導管	<p>需要家より「ガスが出ない」との通報が入り、調査した結果、当該地区のガス管内に水が流入し滞水していることを確認した。供給支障戸数は周辺需要家335戸。</p> <p>【原因：サンドブラスト】</p>

# (参考 1) 九州管内で発生したガス事故一覧 (ガス事業法関係)

※旧簡易ガスの事故は黄色で網掛け

【令和 4 年】

番号	発生日	発地域	ガス事業区分	災害・事故の概要
16	8/28	福岡県	一般導管	需要家より「ガスが出ない」との通報が入り、調査した結果、当該地区のガス管内に水が流入し滞水していることを確認した。供給支障戸数は周辺需要家278戸。 【原因：サンドブラスト】
17	9/11	熊本県	一般導管	需要家より「ガスが出ない」との通報が入り、調査した結果、当該地区のガス管内に水が流入し滞水していることを確認。供給支障戸数は周辺需要家133戸。 給水管（ポリエチレン1層管：口径 20 mm）からの漏水によるサンドブラスト現象で本支管（ダクトイル鋳鉄管：口径 200 mm）の一部を損傷し、損傷箇所より水道水が流入した。 【原因：サンドブラスト】
18	9/13	福岡県	小売（特定）	家屋解体工事の際、灯外内管（SGP20A）を破損しガスが漏えい。19時10分頃にガス事業者が現場到着した時、既に消防及び警察が到着しており、片側1車線の道路約50mを封鎖及び一部片側通行の規制がされていた。復旧工事完了後、ガス漏えいが無いことを確認し20時30分頃に道路の規制を解除した。 【原因：他工事】
19	9/18	福岡県	小売	需要家より、コンロ下部から炎が上がったとの通報を受け、ガス事業者が現場に出動したところ、コンロ用強化ガスホースの機器側接続が外れており、コンロ下部左側に位置する浄水器用ホースが焼損している事を確認した。火は、需要家にて既に消火済みであった。 【原因：強化ガスホース接続部のゆるみ】
20	10/8	福岡県	一般導管	解体業者が建物解体中、グラインダーにて灯外内管（白ガス管・口径32mm）を損傷し、漏出したガスに着火したことにより火災（建物へ延焼）に至った。当該解体業者（他工事業者）の事前照会及び当日の立会要請もなく、需要家（メーター除去中）の建物解体工事を実施したことによる。 【原因：他工事】

# (参考 1) 九州管内で発生したガス事故一覧 (ガス事業法関係)

※旧簡易ガスの事故は黄色で網掛け

【令和 4 年】

番号	発生日	発地域	ガス事業区分	災害・事故の概要
21	10/31	熊本県	一般導管	需要家より「複数回マイコンメーターが遮断した」との通報が入り、調査した結果、当該建物（高層建物）のガス管内（灯外内管）に水が滞水していることを確認した。供給支障戸数は周辺需要家 3 4 戸。 【原因：差し水】
22	12/2	熊本県	小売り（特定）	新築工事中の住宅において、ガスを利用しないため灯外内管を撤去して欲しいとの連絡があり、事業者にてスクイズオフ工法を行いガス管の切断を行っていた際、ガス管を止めていた工具が破損し、ガスが漏えいした。中間のバルブがない、最も上流の箇所だった為、特定製造所のバルブを閉止し、供給支障（4 0 戸）となった。【原因：工具の破損】
23	12/10	鹿児島県	一般導管	一般集合住宅において非常ベルが鳴り、警察及び消防が出動したところ、ガス臭がしたので、消防による住民の避難、警察による交通規制が実施された。ガス事業者が引込管のガス遮断装置を閉め、保安閉栓を実施した（閉栓戸数 3 4 戸）。灯外内管の可とう管継手（3 2 mm）からのガス漏えいを確認したため、テープ巻による応急処理を実施し、交通規制等は解除された。 【原因：灯外内管（可とう管継手）の劣化】
24	12/16	鹿児島県	小売り	需要家がビルトインガスコンロを点火した後、点火操作スイッチ部分より火が出たため、水をかけ消火し、メーターガス栓を閉止した。ガスコンロを分解したところ、ガスバルブが焼損しており、当該箇所からガスが漏えいしと推測される。 【原因：ガスコンロの劣化】
25	12/25	長崎県	小売り	需要家がBF式風呂釜を使用中、火が出たため、ガス栓を閉止し消火した。当該風呂釜の内部配線が焼損し、外面が焦げた。風呂釜設置後、2 0 年以上経過しており、日々の点火作業等の振動により、機器接続部のビスが緩み、当該箇所からガスが漏えいしたと推測される。 【原因：B F 式風呂釜の劣化】

# (参考2) 九州産業保安監督部への報告にあたっての留意点

## 1. 報告にあたっては先ず電話。(夜間・休日は「携帯電話」へ)

- ①製造・供給に係る事故は、事故発生時から24時間以内に報告。
- ②消費に係る事故は、事故を知った時から24時間以内に報告。

## 2. 特に、次の場合は、夜間・休日を問わず「速やかに」報告

- ①人損事故（疑い、可能性を含む） ※人損事故とは、死亡、負傷、中毒又は酸素欠乏症
- ②火災認定事故（疑い、可能性を含む）
- ③社会的な影響・関心が高い事故

## 3. 事故速報による報告

- ①警察、消防による検証又は需要家が入院等のため事故状況等が不明な場合  
事故概要、人損の程度、事故原因等は分かる範囲で記載し、「**詳細は調査中**」と記載する。  
また、状況が確認でき次第「**事故速報（第2報）**」として報告。

※報告は、様式集の**事故速報様式「ガス事故報告の運用について**」を利用してください。

- ②事故詳報は、製造・供給に係る事故が発生した日から30日以内、消費に係る事故は発生を知った日から30日以内に報告。

## (参考2) (重要!) ガス事故の報告の運用が改正されました。

令和5年3月31日に「ガス関係報告規則の一部を改正する省令」が公布されるとともに関連通達である「ガス事故報告の運用について」の改正版(20230222商局第2号)が同日に施行

### ■ 主な改正事項

#### 供給支障事故の報告(規則第4条第1項の表第7号)

供給支障事故であって、供給支障戸数が30以上500未満のものが事故報告の対象となっているところ、改正後は、100以上500未満のものを事故報告の対象とする。

#### 製造所における主要なガス工作物の損壊事故の報告(規則第4条第1項の表第9号)

最高使用圧力が高圧又は中圧の主要なガス工作物の損壊事故を事故報告の対象としているところ、このうち、製造所に関わるものについては、速報の対象から除外し、詳報のみ報告を求めることとする。

#### 速報の報告方法(規則第4条第2項)

速報は、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により行わなければならないとなっているところ、ファクシミリ装置の記載を削除する。

#### 交通困難の定義(通達3.3-1(9))

交通困難の定義について、「交通渋滞、公共交通機関の運行支障又は付近住民の往来困難等を招来したものを」を「交通規制により、①高速道路・国道・都道府県道において片側若しくは両側通行規制を来した場合、又は②電車・バス等公共交通機関について運行停止若しくは大幅な遅延を来したもの」とする。

#### 速報の報告方法(通達3.3-2(2))

速報の報告方法については(3)同様に速報の報告方法からファクシミリを削除する。

## ガス事業者

ガス小売事業者  
一般ガス導管事業者  
特定ガス導管事業者  
ガス製造事業者

## 九州産業保安監督部 保安課

### <平日・昼間>

TEL: 092-482-5527・5528

FAX: 092-482-5932

### <休日・夜間>

①保安課長  
防災携帯  
メール

②補佐  
防災携帯  
メール

(注)番号は報告優先順位

保安課メール: [bzl-kyushu-hoanka@meti.go.jp](mailto:bzl-kyushu-hoanka@meti.go.jp)

※ 震度5弱以上の場合、被害がなくとも  
保安課へ報告

※ 24時間以内可能な限り速やかに報告  
(ガス関係報告規則4条)

### **3. 台風及び豪雨時の情報収集・報告について**

## 3. 台風・豪雨時の報告について

- 台風・豪雨時における監督部への報告については、M E T I ルールに基づき、被害が発生していない場合でも臨時対応開始（終了）報告を専用様式で保安課メール（[bzl-kyushu-hoanka@meti.go.jp](mailto:bzl-kyushu-hoanka@meti.go.jp)）あてに送信をお願いします。メールが使用できない場合は F A X、また F A X も使用できない場合は、電話で報告（休日・夜間は防災携帯へ連絡）をお願いします。
- なお、夜間・休日にメールで報告する際には、保安課のメール（[bzl-kyushu-hoanka@meti.go.jp](mailto:bzl-kyushu-hoanka@meti.go.jp)）以外に保安課長及び補佐の防災携帯メールの追加をお願いします。
- 被害が発生している場合、専用様式によるメール又は F A X による報告に加えて、平日（勤務時間内）については、執務室に電話連絡（092-482-5527・5528）をお願いします。また休日及び夜間については、優先順位①**保安課課長**②**保安課課長補佐**あてに電話連絡をお願いします。

保安課 T E L : 0 9 2 - 4 8 2 - 5 5 2 7、5 5 2 8

保安課 F A X : 0 9 2 - 4 8 2 - 5 9 3 2

保安課メール：[bzl-kyushu-hoanka@meti.go.jp](mailto:bzl-kyushu-hoanka@meti.go.jp)

<休日・夜間> （注）優先順位は○番号順

①保安課課長

②保安課課長補佐

## 3. 台風・豪雨時の報告について

### 1. 臨時対応開始の報告

供給エリアにおいて、下記の（１）又は（２）の状態となり臨時対応を開始した際は、別添様式（エクセルファイル）にて「臨時対応開始」を報告願います。

（１）警戒レベル４相当の「土砂災害警戒情報」等が概ね４時間以上継続発表

（２）市町村から警戒レベル４「避難指示」が発令

ただし、個別の地域、個別の状況に応じて政府として必要と判断し、被害情報収集の指示が発出された場合、当該指示に基づき個別対応

### 2. 報告対象事象

臨時対応開始後において、供給エリアにおいて、明らかに台風・豪雨による影響で発生したと判断される以下の事象が発生した際は、報告単位毎に別添様式（エクセルファイル）にて報告願います。

報告事象	報告単位	報告様式	報告方法
土砂崩壊等による本支供給管の折損又は特定ガス発生設備等の浸水等に伴う100戸未満の供給支障	1～30戸未満 30～60戸未満 60～100戸未満 100戸以上（事故報告対象）	様式 （エクセルファイル）	メール（メール不可の場合は電話でも可） ただし、被害が発生した場合電話でも報告
早急に防護が必要と判断される高圧・中圧の導管露出	1事象毎		
供給支障に至る卸供給の途絶等	1事象毎		

※差水による供給支障は、その直接的な原因がガス管・継手部の腐食であるため、対象外とする。また、建物倒壊や浸水等の需要家側の事情に伴って、予防保全のためにガスの供給を停止した場合も対象外とする。

### 3. 臨時対応終了の報告

1. の（１）又は（２）が解除になってから24時間経過後、臨時対応を終了した際には、別添様式（エクセルファイル）にて「臨時対応終了」の報告をお願いします。

## 報告の様式（改正前）

豪雨における被害状況と復旧見込み(〇月〇日〇〇時〇〇分 現在)

事業者	No.	被害件名	住所	被害規模(供給支障 <sup>注1</sup> )				被害規模(導管露出 <sup>注2</sup> )	卸供給途絶等 <sup>注3</sup>	対応状況	報告完了サイン	行政庁への要望事項等
				1~10戸未満	10~20戸未満	20~30戸未満	30戸以上 (事故報告対象)	露出延長 単位:m	卸供給事業者名 想定される障害内容	保安措置または 防護措置		
	1											
	2											
	3											
	4											

注1:土砂崩壊等による本支供給管の折損又は特定ガス発生設備等の浸水等に伴う30戸未満の供給支障<sup>※1</sup> <sup>※2</sup>

注2:早急に防護が必要と判断される高圧・中圧の導管露出

注3:供給支障に至る卸供給の途絶等<sup>※3</sup> <sup>※4</sup>

※1:差水による供給支障の直接的な原因は、ガス管・継手部の腐食であることから対象外

※2:建物倒壊や浸水等の需要家側の事情に伴って、予防保全のためにガスの供給を停止した場合は対象外

※3:卸供給先が報告する(卸供給元からは報告不要)

※4:別系統等でバックアップ可能であれば対象外

## 報告の様式（改正後）

台風●号における被害状況と復旧見込み(〇月〇日〇〇時〇〇分 現在)

事業者	No.	被害件名	住所	被害規模(供給支障 <sup>注1</sup> )				被害規模(導管露出 <sup>注2</sup> )	卸供給途絶等 <sup>注3</sup>	対応状況	報告完了サイン	行政庁への要望事項等
				1~30戸未満	30~60戸未満	60~100戸未満	100戸以上 (事故報告対象)	露出延長 単位:m	卸供給事業者名 想定される障害内容	保安措置または 防護措置		
	1											
	2											
	3											
	4											

注1:土砂崩壊等による本支供給管の折損に伴う100戸未満の供給支障<sup>※1</sup> <sup>※2</sup>

注2:早急に防護が必要と判断される高圧・中圧の導管露出

注3:供給支障に至る卸供給の途絶等<sup>※3</sup> <sup>※4</sup>

※1:差水による供給支障の直接的な原因は、ガス管・継手部の腐食であることから対象外

※2:建物倒壊や浸水等の需要家側の事情に伴って、予防保全のためにガスの供給を停止した場合は対象外

※3:卸供給先が報告する(卸供給元からは報告不要)

※4:別系統等でバックアップ可能であれば対象外

## 台風・豪雨時における報告 QA

### ■全般

Q. 報告は義務なのか。報告出来なかった場合の罰則はあるか。

A. ガス事業法に基づく事故報告ではなく、経済産業省からの要請に基づく任意の報告であり、罰則等の規定は無い。

Q. 避難指示エリアへの立ち入りの上、報告等を実施が必要なのか。

A. 大前提として、人命確保が最優先である。社員等を危険なエリアに行かせての対応は不要。

### ■発動条件

Q. 発動条件（「土砂災害警戒情報」が概ね4時間以上継続発表、「避難指示」が発令）の確認は常時監視が必要か。

A. あくまでも任意報告であり、発令を常時監視する等の厳格な運用は不要。テレビ報道等により覚知したところでよい。

Q. 臨時対応開始・終了報告、被害報告は、どのように報告すれば良いか。

A. 臨時対応開始・終了報告、被害発生報告は、専用様式に必要事項を記載の上、産業保安監督部及び JGA 又は JCGA 報告先にメールにて報告する。

（いずれも自動集計のため、Excel で書式変更せずに報告）【原則 F A X は不可】

なお、臨時対応開始・終了報告であって、メール（土日・夜間は防災携帯のメールを含む）にて報告を行った場合は、土日・夜間も含めて産業保安監督部への電話連絡（防災携帯含む）は不要。ただし、被害発生時はメール報告とともに、平日（勤務時間内）は、保安課へ電話、土日・夜間は、産業保安監督部の防災携帯へ電話で報告すること。

Q. 万が一メール不具合等で専用様式が送付出来ない場合はどうしたら良いか。

A. 万が一の場合に限り、電話連絡等でも可能とする。

Q. 土日・夜間も開始・終了報告が必要か。

A. 宿日直等でもできる範囲で運用することを基本とし、対応が難しい場合は翌営業日の朝の報告も可能とする。ただし、あくまでも開始・終了報告のみであり、被害発生時は土日・夜間も速やかに報告が必要である。

### ■報告対象

Q. 発動条件に記載のエリアのみで報告すればよいのか。(A 市で避難指示が発生した場合、B 市は報告対象外。)

A. 発動条件に記載のエリア以外では通常の事故報告のみ実施。ただし、例えば運用のし易さを考慮して、供給エリアのどこかで発生した場合全供給エリアを対象とする等、具体的な運用について不明点があれば、産業保安監督部と協議をしてもらいたい。

<補足 A. >

市町村単位で「土砂災害警戒情報」、「避難指示」が発令・解除されるたびに報告することは不要とする。供給エリアで最初に発動条件に合致した時に臨時対応開始報告し、供給エリアが終了条件に合致した時に臨時対応終了報告をする運用に変更する。

【報告様式への記載例】

・●月●日(月)●時 供給エリアで「土砂災害警戒情報」が発令、臨時対応を開始。

・●月●日(月)●時 供給エリアで警戒レベル 3 以下に低下後 24 時間経過(かつ全報告対象の保安措置が完了)、臨時対応を終了。

Q. 「①土砂崩壊等による本支供給管の折損に伴う 100 戸未満の供給支障」は、内管は対象外か。

A. 面的な被害把握をしたいことから、内管は対象外である。

Q. 「②早急に防護が必要と判断される高圧・中圧の導管露出」は、高中圧の露出時に全て報告が必要か。

A. 小規模な高中圧導管の露出は対象外である。露出に伴う導管折損の可能性が高く、早急に防護が必要と判断される場合のみである。

Q. 「③供給支障に至る卸供給の途絶等」は、供給支障が発生した時点で報告すればよいのか。

A. 別系統等でバックアップ可能であれば報告対象外である。供給支障の可能性が高い場合のみ報告が必要である。

Q. 復旧が長期化する可能性がある場合の特段の対応は何かあるか。

A. 初動対応段階での事故の概要把握を目的として報告単位を 1~30 戸未満、30~60 戸未満、60~100 戸未満、100 戸以上としているが、被害が発生し、その内容により復旧に時間を要するような事案(数日以上)については正確な供給停止戸数の報告が求められる場合がある。

Q. 差水に起因する 100 戸件以上の供給支障は、臨時報告の対象となるか。

## (参考4)

A. 差水に起因する 100 戸以上の供給支障であって、明確に台風・豪雨起因ではないと判断できない場合は、ガス事故報告対象である重要性を鑑み、速報・詳報に加え、臨時報告も必要となる。

ただし、当該場所が地表面まで浸水していないことを確認した場合には、台風・豪雨起因ではないと判断し、臨時報告の対象外とする。

なお、100 戸未満の差水は、浸水の有無に関わらず、臨時報告の対象外とする。

### ■終了条件

Q. 警戒レベル 3 以下に低下後 24 時間以内に報告対象となる事象が発生した場合、報告は必要か。

A. 必要である。その場合、当該案件も含め、全報告対象の保安措置完了が終了条件となる。

Q. 終了条件に達した場合、速やかに終了報告が必要か。

A. 線状降水帯停滞の継続等により、大雨の断続が予報され、「土砂災害警戒情報」、「避難指示」等の解除、再発表・発令の反復が見込まれる場合は、その都度の終了報告、開始報告を略して、災害脅威の低下が確認されたのちに終了報告を行うことを可能とする。

## 4. 立入検査について

## (1) 保安確保のための制度（立入検査）

ガス事業者においては、ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安規程及びガス主任技術者制度を柱とする自主的な保安体制の確保を図ることとされているところです。

ガス事業者が日頃実施している業務、保安等について、それが適正に行われていることを国として確認するために、本法律の施行に必要な限度において、経済産業省の職員を事業所に立ち入らせて、ガス工作物、帳簿、書類、その他の物件を検査することができるものとされています。

<ガス事業法第172条第1項>

経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の営業所、事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

**ガス事業者の法令遵守等を確認し、ガス事業法の執行の適正化を図る。**

## ①立入検査の目的

ガス事業者の法令順守等を確認し、ガス事業法の執行の適正化を図る。

- ガス小売事業者の消費機器の調査・周知に係る保安業務に関する立入検査
  - ① 保安業務規程の遵守状況（消費機器に係る調査・周知の実施状況等）
  - ② その他保安業務に関する規定の遵守状況
  
- ガス事業者のガス工作物の工事、維持及び運用に係る保安業務に関する立入検査
  - ① 技術基準の適合状況
  - ② 保安規程の遵守状況
  - ③ ガス主任技術者の選任状況並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の職務の状況
  - ④ 使用前自主検査及び定期自主検査の実施状況
  - ⑤ その他ガス工作物の保安に関する規定の遵守状況

## ②立入検査実施内容

### 立入検査時における主な確認内容については以下のとおり

#### ■技術基準の適合状況

技術基準（ガス工作物の技術上の基準を定める省令、ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示）適合状況の確認。具体的には、ガス工作物の稼働状況や巡視・点検の記録、事故・不具合の発生記録とそれに対する対処状況、事故・不具合を未然に防ぐ対策の実施状況などを確認。

#### ■保安規程の遵守状況

保安規程に定める基準に沿って保安に係る業務が実施されているかの確認。具体的には、保安管理組織の人員配置状況や教育・訓練の計画状況及び実施状況（日常業務を通じた教育及び訓練や年間計画に沿って実施される教育及び訓練）などを確認。

#### ■ガス主任技術者の選任、保安監督業務の実施状況

選任された者が保安関連業務の実施について適切に関与していることの確認。具体的には、ガス工作物の巡視・点検、教育等の記録を適切に確認しているか、必要に応じて助言をしているかなどを確認。

#### ■使用前自主検査及び定期自主検査の実施状況

ガス工作物の工事中、工事完了時において、適正な巡視、点検、検査を行っているか。また定期自主検査が実施されているかの確認。具体的には、使用前自主検査、使用前検査、定期自主検査の記録が適切に保存されているかなどを確認。

#### ■その他ガス事業法の保安に関する遵守状況

消費機器に関する周知及び調査を適切に実施しているか、経年管対策の進捗状況、ガス事故の通報・処理体制などを確認。

## (2) 令和4年度の立入検査結果 (旧簡易ガス事業者)

### 立入検査の実施状況 (過去5年)

年 度	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
事 業 者 数	2 0	2 3	7	7	9
法 令 違 反 数	0	0	0	0	0

### 令和4年度 立入検査での改善指導事項の件数

改善指導事項の内容	件数
保安規程の未遵守	1
保安業務規程の未遵守	1
工作物等の不備	0
記録の不備	2
保安教育の不備	0

## (3) 立入検査結果による改善指導

### 《法令違反の場合》

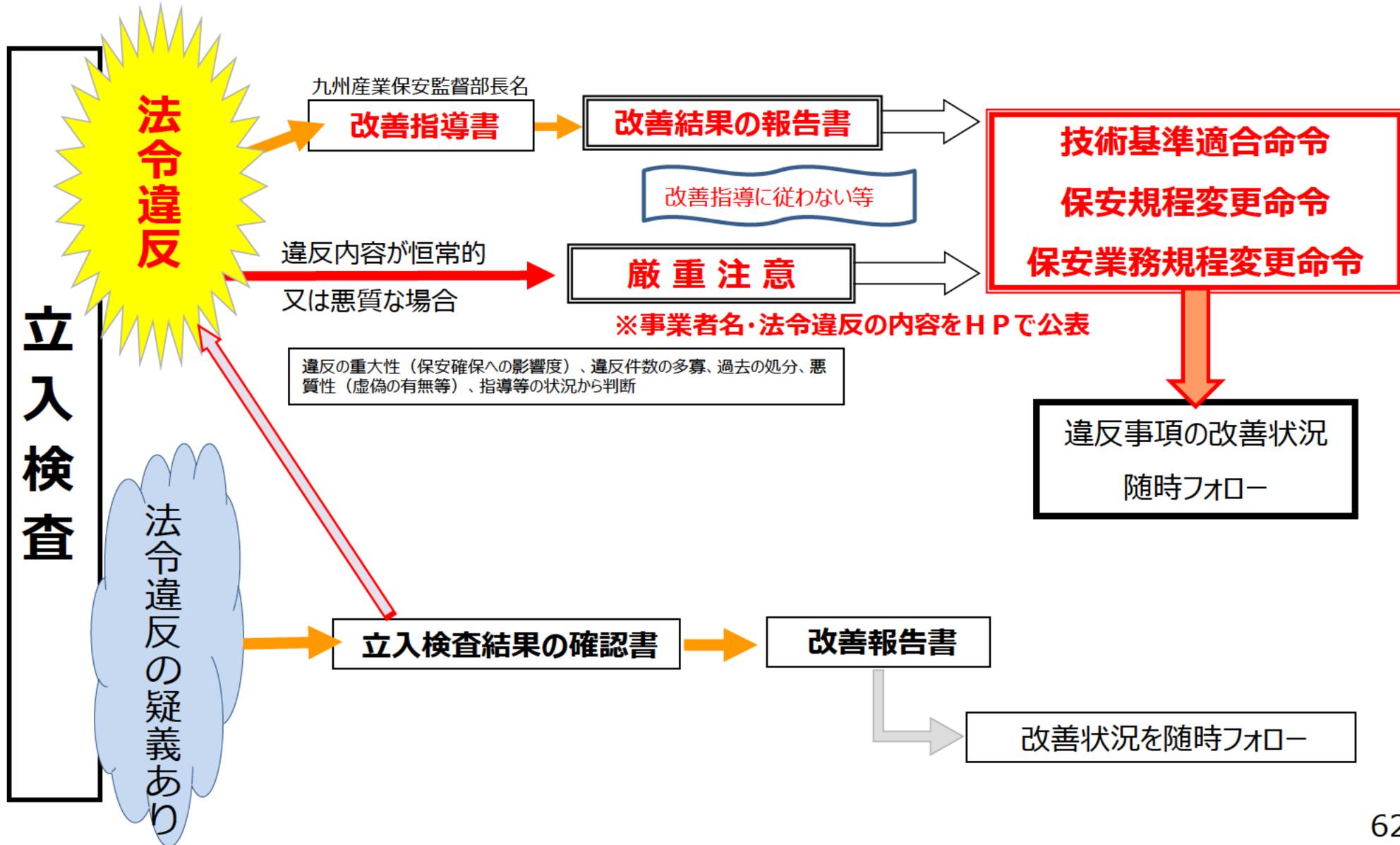
- ・後日、九州産業保安監督部長名により「改善指導書」を交付し、「改善結果の報告書」の提出を求める。
- ・違反内容が恒常的又は悪質な場合は、**厳重注意（文書）** のうえ、事業者名及び法令違反の内容を九州産業保安監督部ホームページで公表。
- ・改善指導に従わない、改善内容が不十分な場合は、「**技術基準適合命令**」、「**保安規程変更命令**」又は「**保安業務規程変更命令**」を交付する。
- ・その後、違反事項の改善進捗状況を随時フォロー。

### 《法令違反の疑義があり改善の必要がありと認められた場合》

- ・検査終了時に「**立入検査結果の確認書**」を作成のうえ、事業者責任者、ガス主任技術者及び保安業務監督者等との双方にて確認し、「改善報告書」の提出を求める。
- ・その後、改善進捗状況を随時フォロー。

# 立入検査結果による改善指導の流れの例示

(本例示はあくまで目安であり、実際の処分等は規定等に基づき違反実態に応じて決定)



## (4) 立入検査の改善指導事項の内容 (令和4年度)

### 「立入検査結果の確認書」を交付し改善報告を求めたもの

#### 【保安規程遵守】

- ◆バルク貯槽巡視点検、検査に関する事項が保安規程第別表第2に記載されていない。  
(法第24条第4項)
- ◆6ヶ月に1回以上実施する検査記録に安全弁に関する項目が不足している  
(法第24条第4項)
- ◆保安規程第14条第3項別表第2に定める点検の内容が記録として不足している。  
(法第24条第4項)
- ◆保安規程第5条第1項第2号ホに定める同規程第41条について、保安主任者が確認した記録がない。  
(法第10条第4項)

#### (参考)

※ (保安規程)

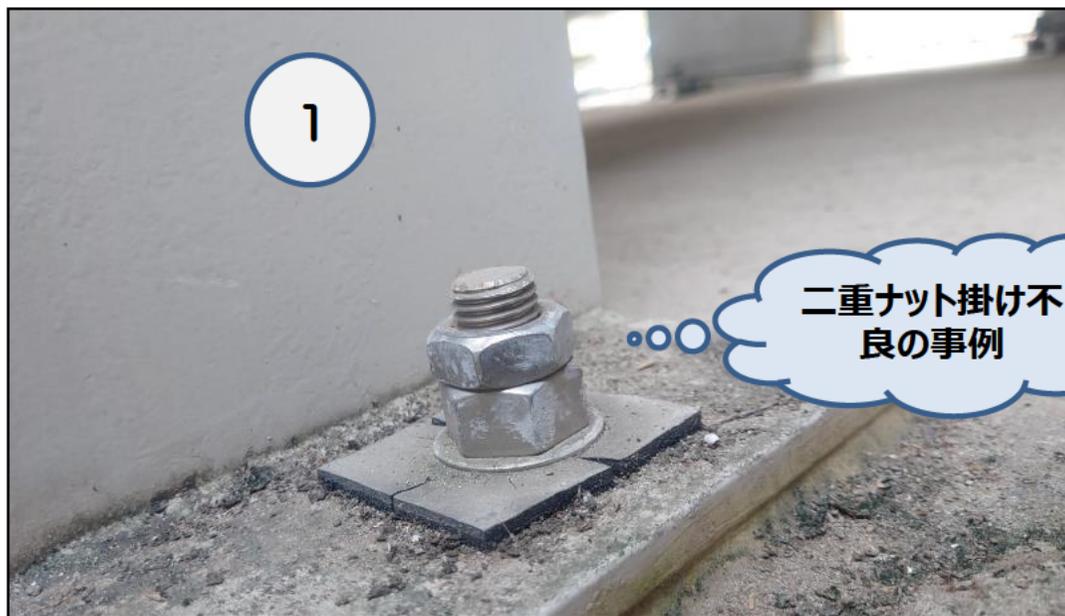
第二十四条 ガス小売事業者は、ガス小売事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、経済産業省令で定めるところにより、保安規程を定め、事業（第三十三条第一項の自主検査を伴うものにあつては、その工事）の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。

2 ガス小売事業者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 経済産業大臣は、ガス小売事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要があると認めるときは、ガス小売事業者に対し、保安規程を変更すべきことを命ずることができる。

**4 ガス小売事業者及びその従業者は、保安規程を守らなければならない。**

# 特定ガス工作物に関する気づき事項【令和4年度分】





アンカーボルトが短い事例



バルク貯槽アンカー部の穴が大きくボルトサイズと合っていないため、完全締結できずゆるみが生じた事例



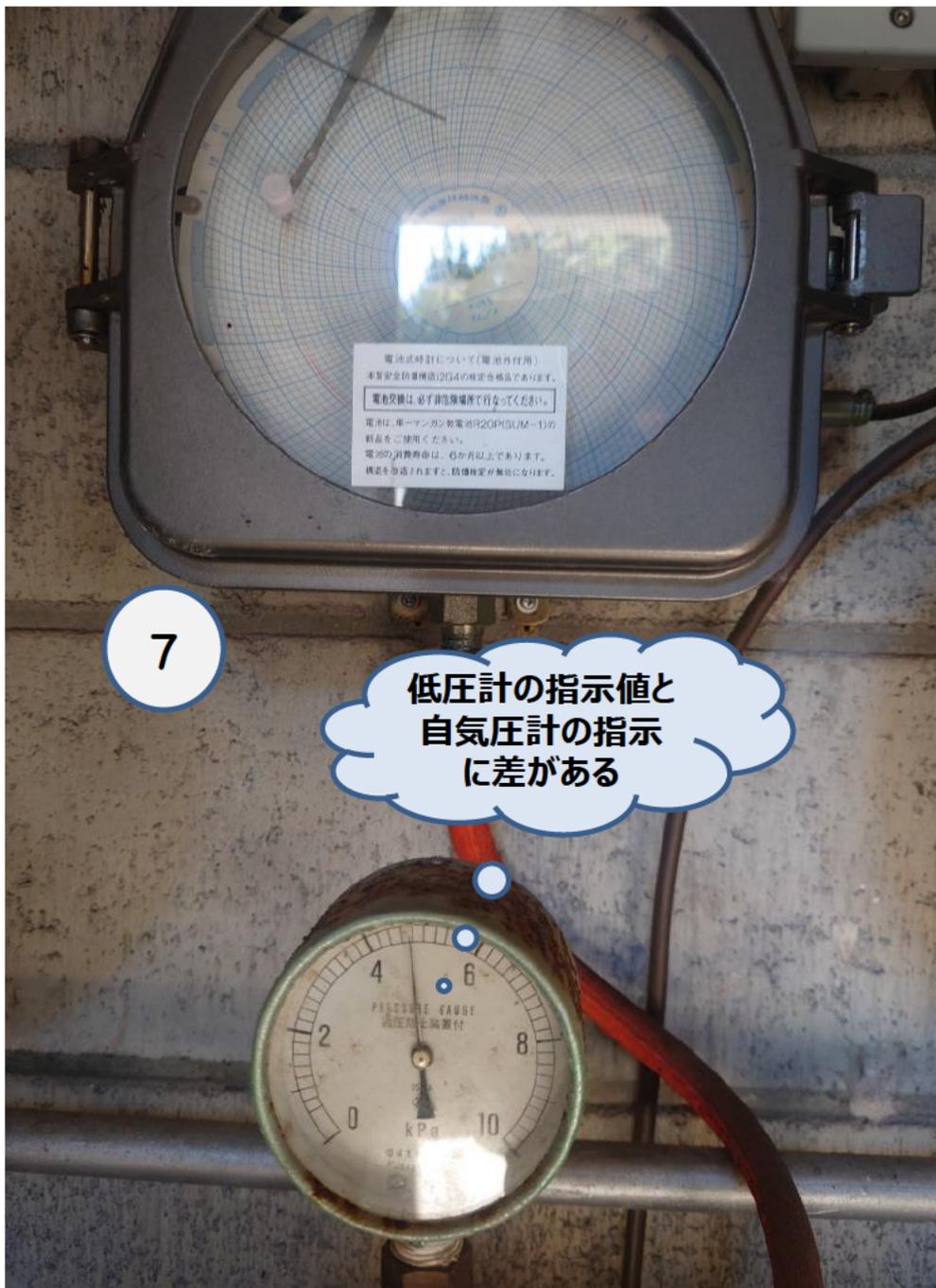
5

支持金具ゆるみ



6

ナットかけ  
不適切





チェーンの取  
り付け方



消火器ボックスの腐食



ポンペ庫の排水口の  
目詰まり



扉のかぶりの  
不足



## **5. ガス事業法の手続きは保安ネットで!!**

# (1) ガス事業法の手続きが保安ネット（電子申請）でできます

保安ネットとは、産業保安・製品安全関連法令に関する申請手続きを窓口まで行かなくてもオンラインで記入・申請・審査状況の確認、交付される通知文書の確認が行えるシステムです。

また、2020年6月から電子申請の対象外の法令手続きについても申請書類・添付書類をPDFファイルにして保安ネット内の簡易申請フォームから提出ができるようになりました。

## <保安ネット(電子申請)でできること>

- 24時間365日いつでも届出・申請が可能  
※簡易申請も可能
- 入力補助機能でミス無く簡単に入力できる
- 再提出や以前申請した内容の変更手続きが簡単にできる
- 届出・申請の履歴および処理状況の確認が簡単にできる
- 承認後の通知文書がネットで閲覧・確認できる

## 産業保安法令に基づく手続きについて、インターネットを

利用して提出可能となるシステムです。



24時間365日  
いつでも  
届出が可能



ガイド機能で  
らくらく入力



再提出も簡単に

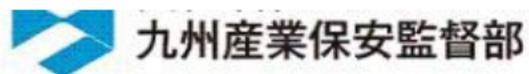


届出履歴が  
簡単に確認

# (1) ガス事業法の手続きが保安ネット（電子申請）でできます

## <電子申請対象手続き>

- ガス小売事業者の毎年のガス事故
- 一般ガス導管事業者の毎年のガス事故
- 特定ガス導管事業者の毎年のガス事故
- ガス製造事業者の毎年のガス事故
- ガス小売事業者/一般ガス導管事業者/特定ガス導管事業者/ガス製造事業者の導管改修実施状況
- 旧簡易ガス事業者の導管改修実施状況
- 毎年の消費機器の調査結果



<九州産業保安監督部ホームページ>

HOME 九州産業保安監督部について ご意見・お問合せ 産業保安防

重要なお知らせ：九州産業保安監督部は、当面の間、原則として窓口における申請

新着情報

2021/05/14 【電力の保安】緊急事態宣言の発令により電話窓口が縮小されます NEW

2021/05/13 【電力の保安】梅雨、台風期における水力発電設備の適切な維持、管理、のお願い NEW

ここをクリック

新型コロナ対策

保安ネット

## **6. ガス事業法関係の改正等について**

## 6. ガス事業法関係の改正等について

---

- ガス事業法の一部改正（公布日：令和4年6月22日）
  - ① 認定高度保安実施ガス小売事業者等に係る認定制度の創設（施行日：公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内）
  - ② 災害時連携計画の策定の義務化（施行日：令和4年9月1日）  
<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220304004/20220304004.html>
- ガスの熱量及び燃焼性の測定方法を定める件（告示）の一部改正（令和4年12月20日）  
[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/citygas/hourei/19fy.html#A08](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/citygas/hourei/19fy.html#A08)
- ガス工作物技術基準の解釈例の一部改正（令和5年2月8日）  
[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/citygas/hourei/19fy.html#A13](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/citygas/hourei/19fy.html#A13)
- ガス関係報告規則及びガス事故報告の運用の一部改正について（令和5年3月31日）  
[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2023/03/20230331-02.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/03/20230331-02.html)
- 都市ガス分野の災害対応・レジリエンス強化に係る支援事業費補助金  
[https://gasproc.or.jp/current/subsidylist/r5\\_2/](https://gasproc.or.jp/current/subsidylist/r5_2/)
- 都市ガスの復旧対応に関する動画「災害からみんなの暮らしを守る～都市ガス保安業務～」  
<https://www.youtube.com/watch?v=Z8Phx9aWDrk>
- 住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について  
[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2023/03/20230310-03.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/03/20230310-03.html)
- 建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について  
[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2023/03/20230310-02.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/03/20230310-02.html)
- 食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について  
[https://www.safety-kyushu.meti.go.jp/toshigas/kyoutuu\\_1.htm](https://www.safety-kyushu.meti.go.jp/toshigas/kyoutuu_1.htm)

ご清聴ありがとうございました